（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
敷金・保証金（※）	632,024,902

（※）敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

Ⅶ．賃貸等不動産関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、職員宿舎敷地及び倉庫敷地等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,295,675,403	△ 860,973,238	434,702,165	423,574,188

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

国庫納付による減少（研修施設敷地、建物、構築物）　△917,784,006円

（注３）当期末の時価は主として不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎として算定しております。

当事業年度における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
—	23,348,794	—

（※１）遊休資産のため、賃貸収益は発生しておりません。

（※２）費用等については、損益計算書上の費用に加え、損益外減価償却額（3,989,232円）も含まれます。

Ⅷ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

役員は新エネルギー・産業技術総合開発機構役員退職手当規程に基づき給付しております。

職員は新エネルギー・産業技術総合開発機構職員退職手当規程に基づき給付しております。

また、年金については通産関係独立行政法人厚生年金基金に加入しております。

２．退職給付債務に関する事項（平成24年３月31日現在）

⑴	退職給付債務	14,176,320,330円
⑵	年金資産	3,813,343,639円
⑶	未認識数理計算上の差異	△ 335,921,014円
⑷	退職給付引当金⑴－⑵＋⑶	10,027,055,677円
⑸	運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額※	△ 8,613,942,721円
⑹	貸借対照表引当金計上額⑷＋⑸	1,413,112,956円

※運営費交付金により財源措置がなされる一般、電源、需給勘定については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

３．退職給付費用に関する事項（自平成23年４月１日～至平成24年３月31日現在）

⑴	勤務費用	343,247,544円
⑵	利息費用	212,970,758円
⑶	期待運用収益	△ 79,347,341円
⑷	数理計算上の差異の費用処理額	2,026,210円
⑸	退職給付費用⑴＋⑵＋⑶＋⑷	478,897,171円
⑹	運営費交付金対象勘定にかかる退職給付費用	△ 410,786,066円
⑺	運営費交付金対象勘定にかかる一時金及び掛金支払額	310,206,222円
⑻	損益計算書退職給付費用計上額※⑸＋⑹＋⑺	378,317,327円

※損益計算書の退職給付費用（業務費及び一般管理費）の合計となっております。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

⑴	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
⑵	割引率	1.5%
⑶	期待運用収益率	2.0%
⑷	数理計算上の差異の処理年数	９年

Ⅸ．重要な債務負担行為

債務保証　4,413,188,880円

Ⅹ．資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅺ．不要財産に係る国庫納付等関係

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法
建物、構築物、機械及び装置、土地 白金台研修センター 帳簿価額（取得時）：1,851,970,038円 帳簿価額（納付時）：　918,126,804円	平成22年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針における個別に講ずべき措置として、本物件の現物納付が決定されたため。	現物納付

⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	⑸国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	⑹国庫納付等の額	⑺国庫納付等が行われた年月日	⑻減資額
—	—	918,126,804円	平成24年３月30日	1,851,970,038円

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法
構築物、機械及び装置 研究設備（噴出試験設備） 帳簿価額（取得時）：　42,122,974円 帳簿価額（譲渡時）：　11,994,422円	平成22年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針における個別に講ずべき措置として、本物件の売却処分が決定されたため。	譲渡収入による現金納付